

秋田県告示第110号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、秋田県資源管理方針（令和2年秋田県告示第483号）の一部を次のように改正したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和3年2月26日

秋田県知事 佐竹敬久

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
秋田県資源管理方針 1～7（略） 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理の方針 は、別紙1-1、 <u>別紙1-2</u> 、 <u>別紙1-3</u> 及び <u>別紙1-4</u> にそれぞれ定めるものとする。	秋田県資源管理方針 1～7（略） 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理の方針 は、別紙1-1及び別紙1-2にそれぞれ定めるものとする。

（別紙1-2）の次に、（別紙1-3）及び（別紙1-4）を加える。

(別紙1-3)

1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)(30キログラム未満のものに限る。)

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

(1) 秋田県くろまぐろ(小型魚)定置網漁業

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

(イ)の対象とする漁業が、くろまぐろ(小型魚)の採捕を行う水域

(イ) 対象とする漁業

定置網漁業

(ウ) 漁獲可能期間

周年

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

(ア) 当該管理年度中((イ)に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

(イ) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

(2) 秋田県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

(イ)の対象とする漁業が、くろまぐろ(小型魚)の採捕を行う水域

(イ) 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業(法第121条第1項の規定による広域漁業調整委員会の指示に基づき操業の承認等を受けた漁業をいう。以下この別紙において同じ。)、その他秋田県に住所又は主たる事務所の所在地がある者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する定置網漁業以外の全ての漁業。

(ウ) 漁獲可能期間

周年

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

(ア) 当該管理年度中((イ)に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

(イ) 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を平成22年(2010年)から平成24年(2012年)までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保とする。また、当該留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、秋田海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-4)

1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)(30キログラム以上のものに限る。)

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

(1) 秋田県くろまぐろ(大型魚)定置網漁業

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

(イ)の対象とする漁業が、くろまぐろ(大型魚)の採捕を行う水域

(イ) 対象とする漁業

定置網漁業

(ウ) 漁獲可能期間

周年

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

(ア) 当該管理年度中((イ)に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

(イ) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

(2) 秋田県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

(イ)の対象とする漁業が、くろまぐろ(大型魚)の採捕を行う水域

(イ) 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業(法第121条第1項の規定による広域漁業調整委員会の指示に基づき操業の承認等を受けた漁業をいう。以下この別紙において同じ。)、その他秋田県に住所又は主たる事務所の所在地がある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する定置網漁業以外の全ての漁業。

(ウ) 漁獲可能期間

周年

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

(ア) 当該管理年度中((イ)に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

(イ) 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を平成27年(2015年)から平成29年(2017年)までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保とする。また、当該留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、秋田海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
特になし。

5 その他資源管理に関する重要事項
知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。